

## 大阪市石綿（アスベスト）対策連絡会議設置要綱

制 定 平成 17 年 7 月 26 日  
最近改正 令和 6 年 4 月 1 日

### （目的）

第1条 石綿対策に関する部局間の連携を図り、大阪市における当面の石綿対策の緊急的な対応を推進することを目的として、大阪市石綿（アスベスト）対策連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置する。

### （所掌事務）

第2条 連絡会議は、次に掲げる事項について協議し、必要な対策を実施する。

- (1) 石綿障害に対する健康相談等に関すること
- (2) 環境への石綿飛散防止のための調査指導等に関すること
- (3) 市有施設における吹付け石綿等の適正な管理に関すること
- (4) その他上記以外の必要な事項に関すること

### （組織）

第3条 連絡会議は別表1のとおり議長、副議長及び委員をもって構成する。

2 議長は、必要があると認める者を追加することができる。

### （運営）

第4条 議長は、連絡会議を招集し、これを主宰する。

2 副議長は議長を補佐し、議長が不在のときは、あらかじめ議長が指名する副議長がその職務を代理する。

### （部会の設置）

第5条 議長は、連絡会議の協議事項に関し、詳細な検討を行うため、次の3部会をおく。各部会は、別表2に掲げる職にある者をもって構成する。ただし、必要があると認めるときは、その都度部会員を追加することができる。

- (1) 健康対策部会
- (2) 環境対策部会
- (3) 市有施設対策部会

### （連絡会議の庶務）

第6条 連絡会議の事務局は、環境局環境管理部に置く。

### （雑則）

第7条 この要綱に定めるもののほか、連絡会議の運営に関し必要な事項は議長が定める。

### 附 則

この要綱は、平成 17 年 7 月 26 日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成 18 年 5 月 19 日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成 19 年 7 月 10 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 20 年 5 月 7 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 3 月 13 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 6 月 14 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 3 月 3 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 3 月 15 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 28 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。